

つくばみらい市規則第 20号



つくばみらい市介護認定審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3年 6月 21日

つくばみらい市長

つくばみらい市介護認定審査会規則の一部を改正する規則

つくばみらい市介護認定審査会規則（平成18年つくばみらい市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とする。

第7条に次の1項を加える。

2 第3条第4項の規定により議決を行った場合は、前項に規定する報酬を委員に支給するものとする。ただし、委員が書面による議事の職責を果たさない場合は、この限りでない。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会）

第3条 介護認定審査会は、合議体ごとに会長が招集する。

2 介護認定審査会は、1合議体の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 介護認定審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長はやむを得ない理由により会議を招集することができない場合は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は判定を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。